

令和 8 年 7 月 3 1 日

各 位

公益社団法人北海道観光機構
会長 唐神 昌子
(公印省略)

「令和 8 年度 アジア市場誘客促進事業（東アジア市場）」の
委託に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
当機構では、標記事業に係る業務受託者選定のための企画提案を下記の通り募集いたします。
記

- 1 委託事業名 令和 8 年度 アジア市場誘客促進事業（東アジア市場）
 - 2 業務委託期間 契約締結日～令和 9 年 3 月 9 日（火）
 - 3 主な業務委託内容
 - (1) 「2026 台湾国際旅行博（ITF2026）」出展に係る運営業務
 - (2) 台湾 K O L の招へい
 - (3) 韓国現地旅行会社の招へい
 - (4) 香港現地旅行会社の招へい
 - (5) 韓国旅行会社向け北海道観光セミナーの開催、及びセールススクールの実施
 - (6) 上記以外で更なる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施
 - 4 事業費 2 5 , 2 0 0 , 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
※事業費負担割合 北海道観光機構 22,500,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
アイヌ民族文化財団 2,700,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
 - 5 今後のスケジュール（予定）

7 月 31 日（金）	公示・観光機構 HP に掲載
8 月 7 日（金）	企画提案参加表明 12 時締切
8 月 21 日（金）	企画提案の受付・受領 12 時締切
8 月下旬	企画提案の審査、委託事業者決定
8 月下旬	契約締結・業務開始
 - 6 事業説明会について
本事業に関する事業説明会は開催いたしません。事業内容に関する質問は 8 月 1 4 日（金）1 2 時までメールにて受付けます。参加表明事業者に共通した企画提案に必要な質問及び回答内容は当機構で取りまとめ、全ての参加表明事業者へ一斉メールでお知らせします。
- 【お問合せ】 公益社団法人 北海道観光機構 事業本部・観光ブランド推進部
「令和 8 年度 アジア市場誘客促進事業（東アジア市場）」事務局
横山 E-mail: c_yokoyama@visithkd.or.jp
大川 E-mail: y_okawa@visithkd.or.jp 以上

**「令和 8 年度 アジア市場誘客促進事業（東アジア市場）」
に係る企画提案募集要領（指示書）**

1. 目的

公益社団法人北海道観光機構では、観光を通じた地域経済の活性化を図るため、観光消費額のさらなる拡大を重要な目的として掲げている。

その実現には、来道者数が多く、リピーター層も一定程度形成されている東アジア市場に対し、道内各地域への周遊促進や滞在日数の増加につながる取組を展開することが重要である。一方で、東アジア市場においては、定番の観光地を中心に北海道観光への認知が高いものの、道内各地域に点在する自然、食、文化、歴史、温泉、アクティビティ、地域ならではの体験等の多様な観光資源については、さらなる認知拡大の余地がある。また、旅行先が一部地域に集中する傾向が見られることから、広域周遊を促進し、地域偏在の解消を図ることが求められている。

本事業では、情報発信による北海道の新たなブランド価値の形成、旅行会社による商品の造成・販売促進等を実施することにより、定番の観光地にとどまらない道内各地域への誘客を図るとともに、滞在日数の増加及び旅行消費額の拡大につなげることを目的とする。

2. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光機構（以下「観光機構」という）が主体となり、民間企業等に委託して実施。

3. 企画提案応募条件等

次のいずれにも該当すること

- （１）単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、以下の要件を全て満たしていること
- （２）単体企業等又はコンソーシアムの場合は次の構成員であること
（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書の写しを提出すること）
 - ・民間企業
 - ・特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人
 - ・その他の法人、又は法人以外の団体等
- （３）コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと
- （４）提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること
- （５）観光機構が必要と判断する際に、観光機構において業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること
- （６）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により競争入札への参加を排除されているものでないこと
- （７）北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 4 年 9 月 11 日付局総第 461 号）
第 2 第 1 項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること
- （８）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）
又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること

4. 契約方法 公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約
※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

5. 委託事業費（上限） 25,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※事業費負担割合 北海道観光機構 22,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

アイヌ民族文化財団 2,700,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6. 委託期間及び業務スケジュール

委託期間：契約締結の日～令和9年3月9日（火）

(1) 業務スケジュール

7月31日（金） 公示・観光機構HPに掲載

8月7日（金） 企画提案参加表明 12時締切

8月21日（金） 企画提案の受付・受領 12時締切

8月下旬 企画提案の審査、委託事業者決定

8月下旬 契約締結・業務開始 ※日程については変更になることがありますので、その都度ご確認ください。

(2) 業務完了日

令和9年3月9日（火）までに全ての業務を完了すること（報告書作成業務含む）。

(3) 委託費の支払い

業務委託内容の確認を受けた後、適法な支払請求書が受理された日から60日以内に支払いを受けるものとする。

7. 業務委託内容（企画提案事項）

本事業については、東アジア市場の特性及び旅行者ニーズを踏まえ、道内各地域の多様な観光資源を活用した情報発信による北海道の新たなブランド価値の形成並びに旅行商品の造成・販売促進を通じて、広域周遊の促進、地域偏在の解消、滞在日数の増加及び旅行消費額の拡大につながる効果的な企画提案を行うこと。

(1) 「2026 台湾国際旅行博（ITF2026）」出展に係る運営業務

① 開催日程について

ア) ITF2026 開催期間：2026年11月6日（金）～11月9日（月）

開催場所：台北市・南港展覽館1号館1階・4階

イ) 商談会開催日時：2026年11月5日（木）

開催場所：台北市・富邦国際会議センター

② 出展料について

「2026 台湾国際旅行博（ITF2026）」への出展料、日本観光振興協会主催商談会への参加費の支出については、観光機構より出展事務局へ直接支出するため、本業務には含めないこと。

③ ブース設営及び撤収について

ブースについては、土間渡し10小間（1小間：W3,000×D3,000×H2,500mm）を申込み済みであり、受託者はこれを前提として、出展に必要な一切の設営及び撤収作業を実施すること。なお、このうち2小間（18㎡）については、ウポポイ（公益財団法人アイヌ民族文化財団）のPRブースとして使用するものとする。

受託者は、これらの条件を踏まえ、ウポポイPRブースを含めた北海道ブース全体のデザ

インを作成すること。

※土間渡しは、備品等一切含まれておりません。ブースの詳細については、別添「2026 台湾国際旅行博第 1 報出展募集要項」をご確認ください。

※ブース形状、レイアウト等は未定。

ア) 造作、装飾

来場者へ北海道の魅力を効果的に訴求できる内容とし、会場全体からも北海道ブースが目立つような仕掛けを取り入れ、集客を図ると共に、来場者の来道意欲を喚起するための企画・設計をすること。コンセプト、デザイン、レイアウトなどについて、具体的に提案すること。

なお、共同出展者は 20 団体程度を予定しており、その内訳については参加表明者へ共有するものとし、ブースデザインは、当該内容を踏まえたブースデザインとすること。

イ) 追加備品

- ・追加で必要な備品にかかる一切の手配、支払いなどを実施し、費用は本事業に含めること。
- ・モニター等を設置することで、観光機構、共同出展者が提供するプロモーション映像を放映すること。
- ・ハイカウンターとハイチェアを手配、設置すること。

ウ) 配布資料、ノベルティ

委託事業者が共同出展者や、観光資料・ノベルティを提供いただける団体より PR 資料を集約し、配送手配や、会場への発送、ブースでの配布など一切の作業を実施すること。なお、資料に集約に係る保管場所の費用を本事業に含めること。また、共同出展者の資料の集荷に係る案内は当機構で実施し、集荷期間については、9 月 7 日～9 月 9 日とする。

配送に係る費用について、60 万円程度とし、見積に含めること。共同出展者の送付物の送料について、各出展者の負担となる。

エ) ブース内に可能な限りストックスペースを設けること。(施錠可能であることが望ましい)

オ) 出展者用パスについて

出展者用パスについては、出展料に含まれる基本枚数以外については、事務局で集約して一括にて必要な枚数を手配すること。共同出展者の入場パスについては、各自負担となる（本事業に含めないこと）。

④ ブース運営について

ア) スタッフの配置

ブース運営にあたっては、北海道観光における全道的な知見や深い知識を有する人員を 1 名以上配置すること。また、通訳者について、来道経験者、且つ北海道の観光情報に精通した人員が望ましい。配置する通訳者の人数については、提案により示すこと。

イ) 北海道ブース内にてプロモーションの実施

- ・北海道ブース内には、ミニステージを設置し、来場者を惹きつけ、且つ来道意欲を喚起することを目的としたプロモーションを実施すること。
内容については、提案により示すこと。
- ・司会者の選定及び手配を行うこと。

司会者の選定にあたっては、日本語と中国語が堪能で北海道について一定の知識を持ち、会場を盛り上げることができる人物が望ましい。

- ・ 当事業で招聘をしたインフルエンサーを起用し、プロモーションを実施すること。
※なお、招聘時期の都合上、用意が出来ない場合は、北海道観光における深い知識を有するインフルエンサーを起用し、プロモーションを実施すること。
- ・ 共同出展者によるPRタイムを設けること。PRは基本的に共同出展者により行うが、必要に応じてサポートを行うこと。

ウ) 会場内メインステージや、日本ゾーン内ステージにおいての北海道PRの企画及び運営を行うこと。内容について、提案により示すこと。

エ) 北海道ブースへの来場者を増加させるための集客施策を実施すること。

なお、北海道ブースの事前告知等による集客施策の場合は、方法、発信媒体などについて、提案により示すこと。

オ) 共同出展者へのアンケートの実施

共同出展者のニーズや満足度を把握し、次年度以降の効果的なプロモーション機会の創出及び旅行博出展事業の改善につなげるため、共同出展者に対してアンケートを実施すること。アンケート手法については、提案により示すこととし、アンケート調査項目については、出展によって得られた効果、期待していたものの十分に得られなかった効果、今後の出展に期待する内容、再度参加したいと思うために必要な取組等を含め、その他観光機構と協議のうえ決定すること。集計結果については、分析等を行い、報告書にまとめること。

⑤ 併催商談会への参加

2026 台湾国際旅行博（ITF2026）の前日に開催される、日本観光振興協会が主催する商談会へ参加する。商談内容に応じて、受託事業者が資料の作成、準備を行う。また、ビジネスレベルの通訳者を1名手配すること。

⑥ 出展対応事務局運営について

出展対応事務局を設置し、決定した共同出展者の情報等を取りまとめ、共同出展に必要な調整を行うこと。また、旅行博に係る現地情報や、旅行博運営事務局から提供される情報やサービスなど、旅行博出展に向けて有益となる情報を集約し、適宜情報を提供するほか、当日の運営について共同出展者が理解できるよう、出展マニュアルを作成、提供すること。なお、共同出展者からの要望に応じて専任の通訳を手配すること。（共同出展者の旅費は参加者個人負担とする。専任通訳の手配料については、共同出展者へ直接請求すること。）

⑦ アイヌ民族文化財団との連携事業

ア) ブース面積：2小間（18㎡）

イ) ウポポイのPRに資するブース装飾とし造成すること

また、アイヌ民族衣装の着用や写真撮影等ができる体験コーナーを設けること。

なお、ブースデザインは、観光機構およびアイヌ民族文化財団と協議のうえ最終決定とする。

ウ) 資料およびノベルティの郵送（300kg程度を想定）

エ) 通訳2名

オ) 当連携事業におけるアイヌ民族文化財団用の報告書作成

(2) 台湾KOLの招へい

ア 対象市場：台湾

イ ターゲット：

台湾市場における訪日旅行関心層のうち、比較的所得が高く、北海道内での滞在、地域

周遊及び旅行消費の拡大につながる旅行に関心が高い、主に次の層を想定する。

- ①30～39 歳で、日常的に多忙な生活を送る中で、北海道の自然景観、食、温泉、宿泊、地域ならではの体験等を通じて、心身を整える滞在型の個人旅行に関心が高い層
- ②35～44 歳で、比較的所得水準が高く、北海道の自然景観、食、温泉、宿泊、地域ならではの体験等を組み合わせた、上質な滞在型・地域周遊型の旅行に関心が高い夫婦・カップル層
- ③35～49 歳で、家族で楽しめる自然体験、食、宿泊、地域ならではの体験等を通じて、子どもを含む家族全体で北海道を楽しむ地域周遊型の旅行に関心が高いファミリー層
- ④25～29 歳で、SNS 感度が高く、自然景観、カフェ、食、ローカル体験等をきっかけとして、写真・動画等で共有したくなる北海道らしい体験を楽しむ個人旅行に関心が高い層

ウ 招へい時期

令和8年10月～11月の間とする。

エ 招へい者

4名以上

- ① 招へい者の選定においては、受託事業者が候補者を提案し、旅行に影響のあるインフルエンサーの発信媒体で有効な手段を用意する、その他観光機構と協議の上決定すること。
- ② 提案したインフルエンサーについて、フォロワー数、記事の平均リーチ数、エンゲージメント数、動画再生数などを明記すること。また、インフルエンサー選定のプロセスとその考え方について、簡潔明瞭に記載すること。

オ 招へいコースの企画、運営、調整、手配

- ① 北海道滞在が4泊5日以上とし、招聘時期やスケジュールなどを提案すること。
- ② 取材エリア：道内地方部
- ③ 招へいコースについては、台湾市場において関心がみられる静かで落ち着いた環境の中で快適に過ごす滞在や、北海道の自然・温泉・食を通じて心身をリフレッシュできる旅行へのニーズを踏まえ、北海道の涼しい気候、美しい自然、温泉、食、静かで落ち着いた環境を活かした滞在型・体験型旅行の魅力が伝わる内容とすること。
なお、単なる観光地巡りにとどまらず、文化体験、地域住民との交流、地域の暮らしに触れるローカル体験等を組み合わせることで、訪日リピーター層に対し、北海道を「次の日本旅行先」として印象付ける構成とすること。
- ④ 招へいコースについて、最終的に観光機構と協議のうえ決定する。観光機構が指定する視察先がある場合は、優先して訪問すること。
- ⑤ 視察する施設や、地域関係者などとの必要な調整、連携を行うこと。
- ⑥ 招聘に係る航空券、宿泊、食事、交通手段、添乗員、海外旅行保険などの一切の手配をすること。なお、添乗員は語学力だけでなく、北海道観光に関する知見を有することを必須とする。
- ⑦ 招へい参加者に対するアンケートの実施と取りまとめを行うこと。

カ 動画制作について

① 基本コンセプト

台湾において関心がみられる静かで落ち着いた環境の中で快適に過ごす滞在や、北海道の自然・温泉・食等を通じて心身をリフレッシュできる旅行へのニーズを踏まえ、北海道の涼しい気候、美しい自然、温泉、食、文化体験等、静かで落ち着いた環境を活かした滞在型・体験型旅行の魅力とすることを訴求するための「Instagram Reels、TikTok、YouTube Shorts 等」で使用できる動画とする。内容については提案により示すこと。

② 制作本数・動画尺

・ショート動画：3本以上（約60秒、約30秒、約15秒の3種類）

なお、動画尺については上記を目安とするが、発信内容等を踏まえ、より効果的な動画尺や見せ方がある場合は、その内容及び理由を企画提案書に記載すること。

※撮影・編集作業については、必ずしもインフルエンサー本人が全て行うことに限定するものではありません。高画質な映像制作、SNS でのプロモーション等での当機構による二次利用を想定し、インフルエンサーの企画、監修等の上で、インフルエンサーに同行する専門の撮影者や映像制作スタッフによる撮影・編集を行うことも可能といたします。

③ 制作物の二次利用権の確保

本事業によって制作された動画素材について、観光機構が実施する他の事業（WEB サイト、SNS、各種プロモーション等）での利用や、次年度以降も継続して無償で利用ができるよう、あらかじめ二次利用権（許諾）を確実に確保すること。

キ 発信について

① 配信媒体、配信方法、回数、ボリューム、発信内容等について、可能な限り明確に提案すること。

② 発信内容については、基本コンセプトに沿ったものとし、北海道への旅行意欲を喚起するとともに、閲覧者が SNS 等で自ら投稿・共有したくなるような UGC の創出につながる内容とすること。

③ 投稿のリーチ数や動画配信の再生数などの成果指標を設定し、それぞれの目標値（KPI）を示すこと。

(3) 韓国現地旅行会社の招へい

「ガストロノミー」「ナイトタイムエコノミー」「Adventure Travel（ソフト AT）」「温泉でのリラックスなどの癒し」等をテーマとし、高所得者層を重点ターゲットとして、道内広域への誘客及び旅行消費額の向上につながる取組を提案すること。なお、本事業は、北海道ソウル事務所と連携して実施する。

① 招へい時期

令和 8 年 10 月～11 月の間とする。

具体的な実施時期は、受託後に観光機構および北海道ソウル事務所と協議のうえ決定すること。

② 招へい者数

旅行会社 3 社 3 名に加え、ソウル事務所職員 1 名の計 4 名を招へいする。

③ 招へい対象

ア) 韓国市場において、高所得者層を対象とした旅行商品の企画、造成及び販売に実績を有し、北海道への送客及び道内広域を周遊する旅行商品の造成が期待できる旅行会社を 5 社以上選定し、招へい対象者として提案すること。

イ) 招へい対象者は、受託後に観光機構及び北海道ソウル事務所と協議の上、決定すること。

③ 招へいコースの企画、運営、調整、手配

ア) 帯広空港インとする 3 泊 4 日の行程を提案すること。なお、3 泊目は札幌市内に宿泊すること。

イ) 視察エリアは、十勝エリア、支笏湖・三笠・空知・千歳周辺エリア、定山溪及び札幌市内とする。

ウ) 上記のテーマ及び高所得層向け旅行商品の造成に適した観光コンテンツ、体験プログラム及び宿泊施設を行程に組み込むこと。

エ) 宿泊施設については、高所得層向け旅行商品への組込みの可能性を検討できるよう、客室、館内設備等の視察時間を確保すること。

オ) 招へいコースについて、最終的に観光機構と協議のうえ決定する。観光機構が指定する視察先がある場合は、優先して訪問すること。

カ) 視察する施設や、地域関係者などとの必要な調整、連携を行うこと。

キ) 旅行手配について、招へい者の韓国＝北海道往復航空券代金はソウル事務所負担（本

事業に含めないこと）、そのほか招聘に係る宿泊、食事、交通手段、添乗員、海外旅行保険などの一切の手配をすること。なお、宿泊施設等は、招聘する対象者に合わせたものを提案することとする。

ク) 添乗員は語学力だけでなく、北海道観光における全道的な知見や、韓国市場のインバウンドに関する経験や知識を有することを必須とする。

④ 意見交換会の実施

視察最終日には、札幌市内において、自治体、観光協会、宿泊施設、旅行会社等の観光関連事業者との意見交換会を実施すること。

ア) 意見交換会では、視察内容の評価、商品造成の可能性、販売上の課題、今後必要となる支援等について意見聴取を行うこと。

イ) 意見交換会の内容については、受託者が取りまとめ、観光機構へ報告すること。

⑤ 招へい参加者に対するアンケートの実施と取りまとめを行うこと。

⑥ 招へい者の参加条件としてFAM終了後、原則として招へい行程内のコンテンツを含んだ北海道旅行商品の新規造成を行うこととし、それらの成果についてはソウル事務所と連携のうえ集約して、観光機構に報告すること。

(4) 香港現地旅行会社の招へい

北海道旅行商品の造成及び販売促進を図るため、香港現地旅行会社を招へいし、招聘者の関心分野、取扱商品、顧客層及び今後の商品造成・販売の可能性等を踏まえた個別視察を実施すること。視察にあたっては、北海道の多様な観光コンテンツ、地域資源、体験、宿泊施設等を効果的に組み合わせ、道内広域への誘客及び旅行消費額向上に繋がる取組を提案すること。なお、本事業は、FAM終了後の北海道旅行商品の造成及び販売に結び付けることを目的として実施する。

① 招へい時期：令和8年10月～11月の間とする。

実施時期は、受託後に観光機構と協議のうえ決定すること。

② 対象市場：香港市場

なお、対象市場の特性、旅行需要、訪日旅行商品の販売状況、北海道への送客可能性等を踏まえ、効果的な招聘者を提案すること。

③ 招へい者数

2社4名以上（各社：①商品企画責任者、②商品企画担当者、③商品販売担当者のうち2名以上 ※なお、優先度は①>②>③とする。）

④ 招へい対象

北海道旅行商品の造成及び販売に意欲を有し、訪日旅行商品の販売状況、北海道への送客実績かつ市場に影響力のある旅行会社を選定すること。

ア) 招聘対象の選定にあたっては、北海道への送客実績、送客意欲、取扱商品の内容、顧客層、市場における影響力等を勘案し、今後の商品造成及び販売が期待できる旅行会社を選定すること。

イ) 招聘者の参加条件として、FAM終了後、視察内容を踏まえた北海道旅行商品を新規造成及び販売すること。

ウ) 造成及び販売する商品については、視察した観光コンテンツ、体験、宿泊施設又は地域資源等を含む内容とすること。

エ) 招聘対象については、受託後に観光機構と協議のうえ決定すること。

⑤ 個別視察ルート企画、運営、調整、手配

ア) 招へい行程は、4泊5日以上とし、受託事業者が現地旅行会社の要望を踏まえて造成すること。

イ) 招聘者に対し、視察を希望する地域、観光コンテンツ、体験、宿泊施設、顧客層及び

商品造成の意向等について事前にヒアリングを行ったうえで、受託者が個別視察ルートを作成し、観光機構と協議のうえ決定すること。

ウ) 個別視察ルートについては、招聘者の希望を踏まえつつ、北海道旅行商品の造成及び販売に繋がる内容となるよう、視察先、移動手段、宿泊地、所要時間等を整理して提案すること。

エ) 招聘者ごとに視察先や移動経路が異なる場合においても、効率的かつ安全に視察を実施できるよう、必要な旅程管理及び連絡調整を行うこと。

オ) 視察ルートは、最終的に札幌市内を最終地とし、最終日に意見交換会を実施できる行程とすること。

カ) 視察する施設、体験事業者、宿泊施設、地域関係者等との必要な調整及び連携を行うこと。

キ) 公共交通機関での移動が困難な地域を視察する場合は、貸切車、タクシー、運転手付き車両等の活用を含め、視察先の位置、移動時間、招聘者の人数及び行程内容を踏まえた適切な移動手段を手配すること。

ク) 招聘に係る航空券、宿泊、食事、交通手段、添乗員、海外旅行保険その他必要となる一切の手配を行うこと。

ケ) 添乗員は、語学力に加え、北海道観光における全道的な知見及び対象市場のインバウンドに関する経験や知識を有する者を配置することが望ましい。

⑥ リスク管理及び緊急時対応

ア) 受託者は、招聘者の体調不良、交通遅延、天候不良、視察先の受入不可その他不測の事態に備え、緊急連絡体制を整備すること。

イ) 不測の事態が発生した場合は、必要に応じて行程変更、代替交通手段の確保、視察先との再調整等を行うこと。

ウ) 招聘者が一部行程に参加できない場合においても、視察目的の達成に支障が生じないよう、代替案の提示や情報提供等、必要な対応を行うこと。

⑦ 意見交換会の実施

視察最終日には、札幌市内において、自治体、観光協会、宿泊施設、旅行会社等の観光関連事業者との意見交換会を実施すること。

ア) 意見交換会では、視察内容の評価、商品造成の可能性、販売上の課題、今後必要となる支援等について意見聴取を行うこと。

イ) 招聘者がやむを得ない事情により意見交換会に参加できない場合は、オンライン参加又は書面による意見提出等により、視察結果を把握できる代替措置を講じること。

ウ) 意見交換会の内容については、受託者が取りまとめ、観光機構へ報告すること。

⑧ 招へい参加者に対するアンケートの実施と取りまとめ

招へい参加者に対してアンケートを実施し、視察内容、商品造成の可能性、販売上の課題、今後必要となる支援等について取りまとめること。

⑨ 商品造成及び販売に係る成果報告

ア) 招聘者は、FAM 終了後、視察内容を踏まえた北海道旅行商品を新規造成及び販売すること。

イ) 受託者は、招聘者に対して商品造成及び販売に向けた働きかけを行うとともに、造成予定商品、販売開始時期、販売方法、販売先、販売状況、予約数、販売上の課題等について確認すること。

ウ) 商品造成及び販売に係る成果については、受託者が集約し、観光機構に報告すること。

エ) 事業実施後、招聘者から商品造成、販売、問い合わせ等に関する相談や依頼があった場合は、必要に応じて対応を行うこと。

(5) 韓国旅行会社等向け北海道観光セミナー・交流会の開催、及びセールスコールの実施

① 概要：北海道観光セミナー・セミナー後の交流会の実施

ア) 開催時期：

令和8年10月から11月の間を想定

※詳細な日程については、観光機構と協議を上、決定する。

イ) 開催時間：開催時間については、委託事業者決定後、観光機構と協議のうえ、決定すること。

ウ) 開催都市：ソウル

エ) 開催場所：ソウル市内のホテル等

オ) セミナー：60分から80分を想定

カ) 交流会：60分から90分を想定

② 現地参加者の募集について

旅行会社や、OTA、航空会社、政府機関等への募集案内を行うほか集客に関する管理を実施すること。また、北海道側の参加者については、募集案内は当機構で実施し、参加者の管理（募集フォームの設定を含む）を実施することとする。

ア) 招聘者数：50社50名以上

イ) 地域側参加者数：4団体程度

③ 会場手配について、参加者が来場しやすいよう会場を考慮する。

提案時において、開催候補ホテルを3施設提案すること。

なお、会場については、国際的な観光セミナーの開催にふさわしい品位及び接遇体制を備え、参加者が快適に利用できる設備、広さ及び利便性を有するホテルを選定すること。

④ 会場において、北海道産食材又は北海道の特産品を活用した飲食を提供すること。

⑤ 司会者1名の選定及び手配を行うこと。

⑥ 通訳者3名の手配を行うこと。

また、通訳者については、1名は「公式行事・要人対応・台本確認・リハーサル対応ができる日韓通訳」、2名は「セミナー後の交流・商談等に対応する日韓通訳者」とする。なお、参加団体から専属の通訳者を手配するよう要請があった場合は、参加者の負担のもと、調整すること。

⑦ セミナーに使用するプレゼン資料（韓国語）の作成について

ア) 韓国現地旅行会社を対象に、北海道観光の魅力を効果的に訴求するため、韓国語によるプレゼン資料を作成すること。資料の作成にあたっては、韓国市場が訪日旅行の成熟市場であることを踏まえ、定番の観光地に限らず、道内地方部への誘客および滞在日数の増加に資する内容とすること。

イ) プレゼン資料には、韓国市場の特性を踏まえた北海道旅行商品の造成につながる内容を盛り込むこと。具体的には、季節別・テーマ別・ターゲット別の観光素材、地方部での宿泊を促す観光コンテンツ、地方空港を起点とした周遊ルート、滞在日数の延長につながるモデルコース等を整理し、現地旅行会社が商品造成を検討しやすい内容とすること。

ウ) 資料は、韓国現地旅行会社が自社商品への活用を想定しやすいよう、観光素材の紹介にとどまらず、移動時間、宿泊地、推奨時期、想定ターゲット、販売上の訴求ポイント等を分かりやすく整理すること。また、韓国語表現については、単なる直訳ではなく、韓国市場の旅行者ニーズや商習慣を踏まえた自然かつ訴求力のある表現とすること。

エ) プレゼン内容については、観光機構と協議の上、決定すること。

オ) セミナー終了後、プレゼン資料を参加者に提供し、観光機構の他事業で二次利用できるよう権利関係を整理する。

⑧ セミナー・交流会参加者に対するアンケートの実施、集計、分析を実施すること。

⑨ セールスコールについて

ア) 4社以上とする。訪問先の選定については、北海道への送客実績や地方送客への意欲を勘案し、上質な旅行商品を販売する旅行会社を選定する。

イ) 通訳者の手配について

訪問先の選定及び調整を図るとともに、ビジネスレベルの通訳者（韓国語⇄日本語）を1名手配すること。北海道の観光情報に精通した人員が望ましい。

ウ) 訪問先への記念品を手配すること。

エ) セールスコールに係る車両の手配

(6) 上記以外で更なる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施を可とする。

(7) K P I

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| ① 「ITF2026」共同出展者アンケート満足度 | 3.5点以上（5点満点） |
| ② 日本観光振興協会主催商談会における商談件数 | 15件以上 |
| ③ K O Lの招へい | 配信：数値指数を提案すること |
| ④ 旅行会社の招へい | （韓国）3社3名以上
（香港）2社4名以上 |

北海道旅行商品の造成数 各社1商品以上

なお、造成した商品については、販売開始時期、販売方法、販売状況等を確認し、その内容を観光機構に報告すること。

- | | |
|---------------|--------------|
| ⑤ 観光セミナー | 招聘者：50社50名以上 |
| ⑥ セールスコール訪問社数 | （韓国）4社以上 |

(8) 事業報告と権利関係の整理について

① 中間報告書

ITF2026への出展完了時点までの事業実施状況およびそれ以後の事業実施計画について、2026年11月20日（金）までに提出し報告すること。

また、ITF2026でのアイヌ民族文化財団との連携事業分について、当機構の報告書とは別に、ブースでの取り組み、ステージでの取り組みをまとめた内容に加え、事業効果等を示した報告書を提出すること。

② 事業完了報告

ア) 令和8年度事業の実績、効果測定、分析を行い、次年度の取組の指針となるよう報告書を作成すること。

イ) 令和8年度の事業実施を通して把握できた事実に基づき、委託事業者としての所感および令和9年度以後に向けた取組提案等を含めること。

ウ) 日本語でA4版、両面印刷で100ページ程度にまとめ、事前に校正業務を進めた上で期日迄に完成したものを提出すること。

エ) 報告書は、イベント写真や個人情報等を含む全体報告書と、個人情報等を除いた公開用報告書の2種類を作成すること。

全体報告書は印刷物3部及びデータ、公開用報告書は印刷物1部及びデータを提出すること。また事業にて制作、撮影したものは成果品として提出すること。

③ 権利関係の整理

作成したプレゼン資料や商談資料、制作した動画等について、観光機構の他事業で二次利用できるよう権利関係を整理する。

- ④ USBメモリ 1 部（上記①～③を格納）を事業完了報告とともに提出すること。

- (9) 地域及び事業者への協力依頼

可能な限り地域の関係者や事業者の協力（プレスリリースによる無料パブリシティ等）を得ることにより、委託事業費と同額程度の現物協賛の獲得に努めること。

8. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに、会社名（コンソーシアムの場合は、代表者及び構成員）、代表者名、担当者部署及び役職、氏名、連絡先（電話、メールアドレス）等必要事項をメールにて、参加表明すること。

- (1) 表明期限 令和 8 年 8 月 7 日（金） 12 時

- (2) 表明先 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1-1 緑苑ビル 1 階
公益社団法人 北海道観光機構 事業本部・観光ブランド推進部
「令和 8 年度 アジア市場誘客促進事業（東アジア市場）」事務局
横山 E-mail: c_yokoyama@visithkd.or.jp
大川 E-mail: y_okawa@visithkd.or.jp

9. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

- (1) 企画提案事項の総括表

各提案事項を A 4 サイズ 1 枚に簡潔にまとめたものとする。

- (2) これまでの事業実績

会社等の業務内容の他、東アジアでの観光プロモーション、海外旅行博の出展実績等について、過去 2 年分を記載すること。ただし、観光機構事業の実績を含めないこと。

- (3) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制等を明記し、具体的に記載すること。

なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の 1 部のみに記載し、残り

については、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

- (4) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

- (5) 見積書

各事業・項目の明細を記載し、小計もあわせて明記すること。

※観光機構スタッフの旅費は積算に含まない。

協力会社の再委託ならびにコンソーシアムでの参加の場合は、各社の担当業務範囲（責任分界点）、再委託金額を明記すること。

また、アイヌ民族文化財団との連携事業について、当事業に係る費用が確認できるよう、見積書にて区分分けを行うこと。なお、総計について、観光機構分〇〇円、アイヌ民族文化財団分〇〇円と示すこと。

10. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式は A 4 版、両面印刷で 50～75 ページ程度とする。但し、全体的なイメージを伝える

上で、必要に応じてA3版を折り込むことは可とする。

- (2) 企画提案は1社1提案とする。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は返却しない。

11. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 7部（会社名、業務従事者氏名を記載したもの2部、記載しないもの5部）
- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1番1 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光機構 事業本部・観光ブランド推進部
「令和8年度 アジア市場誘客促進事業（東アジア市場）」事務局 横山・大川 宛
- (3) 提出期限 令和8年8月21日（金） 12時 ※時間厳守
- (4) 提出方法 提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。FAXやメールでの提出は不可。

12. 企画提案に関するヒアリング

- (1) 提出いただいた企画提案についてヒアリング審査を行います。
- (2) 企画提案を提出する事業者が6社以上の場合は、書面審査を行い、原則上位5社をヒアリングの対象とします。
- (3) ヒアリング日時及び場所は、別途お知らせします。
- (4) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなします。
- (5) ヒアリング時の追加資料の配布については認めません。
- (6) ヒアリング会場に入ることが出来るのは3名までとします。Zoomの場合も同様です。
（ハイブリッド形式での参加は不可とする）

13. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

- (1) 業務遂行能力
一連の業務を行うにあたってノウハウを備えた実施体制が確保され、業務を遂行する能力があると判断できるか。
- (2) 企画提案の目的適合性
市場の特性を的確に捉え、誘客促進に繋がる効果的な企画提案がされているか。
- (3) 実現性
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。
- (4) 経済合理性
費用対効果が高い提案となっているか。
※ 北海道観光機構は、「北海道赤れんが未来機構」のコンソーシアムの構成員となり、北海道庁旧本庁舎（以下、「赤れんが庁舎」という）の運営・管理業務を受託していることから、当該事業においては、赤れんが庁舎への誘客を目的としたプロモーションはできませんので、提案に含めないよう留意下さい。
【例】海外旅行博において、赤れんが庁舎への誘客をPRするキャッチフレーズ、デザイン、装飾など

14. 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。

- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 作成した北海道観光データ等に関して、観光機構のHPやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。

15. 再委託について

- (1) 再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるので留意すること。

※当機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことはできない。

②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。

③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

16. その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

以上

コンソーシアム協定書

(目 的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光機構が発注する「令和8年度 アジア市場誘客促進事業（東アジア市場）」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和8年度 アジア市場誘客促進事業（東アジア市場）」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

(1) _____

(2) _____

(3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は_____とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、_____とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、_____が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業_____外____社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として正本____通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

代表者 (所在地)
 (名 称)
 (代表者) ⑨

構成員 (所在地)
 (名 称)
 (代表者) ⑨

構成員 (所在地)
 (名 称)
 (代表者) ⑨

委託契約に関する留意事項

契約の内容を正しく理解するとともに、特に次の事項をご確認ください。

契約全般について

契約区分

- ・ 委託契約には成果物を求める請負契約と、一定の業務の執行を求める（準）委任契約があります
- ・ （準）委任契約は業務に要した経費に応じて契約額の範囲内で対価が支払われるものであり、減額となる場合もあるので留意願います

再委託

- ・ 再委託は禁止です。ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます（再委託の詳細については下記『再委託について』のとおり）。
- ・ 受託者は、委託業務に係る再委託先の行為について、その全ての責任を負います。
- ・ 再委託が認められた場合、受託者は、契約を遵守するために必要な事項について、本契約書を準用して再委託先と約定するとともに、契約内容や契約上の留意事項について、再委託先への十分な説明と理解を得てください。
- ・ 再委託先は、自己都合による第三者への委託はできません。

報告等の義務

- ・ 業務を行う上で、事情の変更があった場合は、速やかに報告してください。

調査等への対応

- ・ 契約期間中に業務の処理状況に関し、公的書類等の関係書類の提出を求め、また、現地調査を行う場合があります。

指名停止等

- ・ 契約違反や不適切な行為があった場合、その内容によって一定期間、当機構と契約ができなくなることがあり、また契約の解除や損害賠償を請求することがあります。

その他（コンソーシアムに係る留意事項）

- ・ 代表者は責任体制・管理体制・実施体制を明示してください。
- ・ 代表者は構成員に対し、当機構との契約内容を十分に周知してください。

再委託について

再委託は禁止です。
ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます。

再委託が認められないもの

以下のどれか一つでも該当した場合は認められません。

- ・ 業務の全部を再委託する場合
- ・ 業務の主要な部分を再委託する場合
- ・ 複数の業務をまとめて委託した場合に、1件以上の業務の全部を再委託する場合

再委託は事前の承諾が必要

やむを得ず再委託が必要な場合は、次の事項を記載した書面を提出して、当機構の承諾を得てください。

- ・ 再委託する相手方の称号または名称及び住所
- ・ 再委託する理由及びその必要性
- ・ 再委託する業務の範囲・内容と契約金額
- ・ 再委託する相手方の管理・履行体制、職員の状況
- ・ 再委託する相手方の過去の履行実績
- ・ その他求められた書類

公益社団法人北海道観光機構
会長 唐神 昌子 様

〔申請者〕

住所

氏名

印

再委託（変更）承認申出書

令和 年 月 日付けで契約した業務委託契約に関して、受託した業務の一部を下記のとおり委託（以下総称して「再委託」といい、委託先を総称して「再委託先」という。）したく承認願います。

上記契約に係る遵守事項を再委託先にも徹底するとともに、再委託先の貴機構に対する一切の行為について、最終責任は当社が負うことといたします。

また、貴機構による再委託先に対する直接の实地監査等の実施要請があった場合には、再委託先にもその義務を負うことを確約し、協力することを誓約いたします。

なお、申出内容に変更が生じた場合は、速やかに申出いたします。

記

1. 契約名称
2. 再委託する業務の内容・範囲（別紙によることも可）
 - (1)
 - (2)
 - (3)
3. 再委託先
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 代表者氏名
 - (3) 所在地
 - (4) 電話番号
4. 委託期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日
5. 再委託する理由・必要性
6. 再委託する業務の契約予定金額
_____円（消費税込み）
7. 再委託に関する再委託先との契約の有無（該当するものに○を付してください。）
有 ・ 無 （※「無」の場合は、その理由）

※ 委託先が複数になる場合は、上記項目を網羅した別紙により申し出ることも可能です。